

委員長 ……ご報告いたします。

本日の教育委員会会議に 8 名の方から傍聴したい旨の申し出がございました。

つきましては、松戸市教育委員会傍聴人規則に基づきまして、これを許可いたしますので、ご了承願います。

では、どうぞ入れてください。

開 会

委員長 年度末の大変忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成17年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

議事録署名委員の選任

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を根守委員にお願いいたします。

議案の提出

委員長 それでは日程に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、議案11件となっております。

議案第4号

委員長 初めに、議案第4号「平成16年度3月教育費補正予算について」を議題といたします。

どうぞご説明をお願いします。

企画管理室長 議案第4号「平成16年度3月教育費補正予算について」。

平成16年度3月教育費補正予算について、3月定例市議会に別紙のとおり提出するよう市長に申し出るものとする。

平成17年3月2日提出。

松戸市教育委員会、教育長、齋藤功。

次のページをお開きいただきたいと思います。続いていきますと、補正前の額、補正額、

そして計という形になっております。補正前の額につきましては、131億3,293万4,000円のところを補正額で三角の7,883万7,000円を補正させていただいたところでございます。そうしますと差し引きますと、計のところでございますけれども、130億5,409万7,000円という形になっております。

詳細につきましてはですが、3ページをお開きいただきたいと思っております。3ページの方に歳出の補正内訳がございます。説明欄右側の方にそれぞれ主なものを記載させていただいておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

教育総務費につきましては、一般職人件費と高志教育振興基金積立金の関係。小学校管理費につきましても人件費、それから校舎の大規模改修の関係、それから適正規模・適正配置、直に言えば統廃合問題におきます机・椅子等の運搬業務の委託料、それから体操服等の購入等を記載しております。学校建設費につきましては情報通信技術関連特別対策事業費として変更してあります。

中学校につきましても、小学校と同様な形で人件費、それから中学校の生徒の移籍関係の経費、これは制服等でございますけれども、記載させていただいております。

社会教育費につきましても、それぞれ記載のとおりでございます。青少年会館、社会教育費のうちの青少年指導費につきましても記載のとおりでございます。

保健体育費につきましても、一般職の人件費の減が出ております。

3月補正の歳出は以上でございます。

次のページで5ページになりますけれども、歳入の関係で、国庫補助金関係、財産運用の収入関係、それから寄附金、市債等々の金額、右側の説明欄に主なものを記載してございます。

また、これ以外の詳細につきましては、6ページ以降にそれぞれの科目ごとの関係を記載させていただいているところがございます。6ページから12ページまで記載させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

委員長 この3月補正、例年と比べて何か特徴的なことはございますか。

企画管理室長 ほとんど変わりはありませんけれども、やはり大きなものにつきましては、学校の適正規模・適正配置に伴っての経費が3月補正で、4月以降子供たちが学校へ通うのに問題がないような形で予算要求をさせていただいておるところでございます。これ以外4月以降というふうな形になりますのは、また新年度の17年度の次の議案第5号の方でまたご

説明させていただきますが、議案第4号につきましては、主なものとするというものが挙げられるのではなかろうかというふうに思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。委員の皆さんからのご意見をちょうだいいたしたいと思います。

根守委員 体操服購入費等とあるんですが、この体操服というのは個人に、子供たちに差し上げるんですか。

企画管理室長 はい、そうでございます。この体操服等の購入でございますけれども、ことしの統廃合に伴いましてどうするかということを考えさせていただきました。関西方面にもやはり同じようなケースで、統廃合をかつてはやっているところもございました。その中で、例えばAとBという学校がありまして、それを統廃合をしてCという学校をつくる場合、これはどちらかと言いますと、個人の保護者の負担でお願いという市町村がほとんどでございます。しかし松戸のようにAとBがありまして、BがAに行ってしまう、新しくCができるのではなくて、AとBがありましてBへ行ってしまうという場合については、公費負担をしていくというところが大半でございますので、そういった意味からも今年は体操服を支給させていただきたいというふうに考えております。

關委員 内訳とも関連するんですが、まず2ページの全体の人件費についてだけ見て、その範囲で説明してください。

これで見ると、人件費の補正額が教育総務費として4,950万4,000円あります。その内訳は、人件費が4,956万3,000円とあります。2ページと3ページの表をずっと見ていくと、人件費にかかわる削減が主要部分を占めているような気がします。トータルでは人件費が8,833万4,000円の減となっていますね。これには何か特別な理由がありますか。

企画管理室長 16年度の予算が私どもの方で予算要求しますが、大体1月に入ってからになります。その時点で翌年度16年度の予算、特に人件費につきましては計算をさせていただきまして、予算要求をさせていただいているところでございますけれども、実際、16年度やってみますと、途中で退職した方々が結構ございますし、そういった方々の退職によりましてこの人件費が減になっているというところが大半でございます。

關委員 昨年、同じような質問をしました。その記録を見ると、人件費を1月から0.99%給与減にしたというのが昨年の理由だったんですが、今回、そのような理由はあるんですか。

企画管理室長 今回はございません。

委員長 そのほか、ございませんか。

それでは、討論もよろしゅうございますね。

では、これより議案4号を採決をさせていただきます。

議案第4号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないようでございますので、議案第4号は原案どおり決定いたしました。

議案第5号

委員長 続いて、議案第5号「平成17年度教育費予算について」を議題とします。

どうぞ、ご説明ください。

企画管理室長 議案第5号「平成17年度教育費予算について」。

平成17年度教育費予算について、3月定例会市議会に別紙のとおり提出するよう市長に申し出るものとする。

平成17年3月2日提出。

松戸市教育委員会、教育長、齋藤功。

17年度の予算編成に際しまして、基本的な事項が財務本部を含めまして提示されております。5点ほどございます。17年度の予算を組むに当たりまして、5点ほど留意事項がございました。それをまず申し上げたいと思います。

1番目といたしましては、国、県、及び経済動向に意を注ぎ、年間を通して予定されるすべての歳入歳出を的確にとらえ、総合的に年間予算の編成をされたいということが第1点目でございます。

第2点目といたしましては、国と関係機関との連携を密にした見積もりを立てることとされております。

3番目は、第2次実施計画の3年次目に当たることから、着実な進捗に意を注ぎ、行財政改革計画のその趣旨、内容、実施時期等に十分な検討を加え、事業推進を図られたいとしております。

4点目といたしましては、経常経費見直しを積極的に削減して行く。

5番目でございますけれども、すべての事務事業全般の見直しを図って、そして予算の組み立てをなささいという、大きく5点ほどの今回予算の組み立てに当たりまして、指示され

た事項でございます。

これに基づきまして、私ども教育委員会といたしましても、教育総務費から保健体育費まで予算を要求させていただいたわけですけれども、総額でございますけれども128億6,019万8,000円。前年度費と比べますと三角の2.01%になるかと思えますけれども、教育費の全体予算としてはこういう形で組まさせていただいたところでございます。

では歳出の主な点でございますけれども、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6、7、8、9ページまでが歳出の各目ごとの予算項目でございます。主なものにつきましては、それぞれ右側の方に記載させていただいておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

それから歳入につきましては、10ページになっております。歳入の詳細につきましては、11ページというふうな形でなっております。

よろしくどうぞ審議していただきたいと思っております。

委員長 各委員さんの方から、一応この数字を読んでいらっしゃると思いますが、感想なりご意見がございましたらちょうだいいたします。

瀧田委員 今年も2.01%教育費の削減だということでございますが、その内訳の中で、ご説明いただきたいんですが、小学校の学校管理費と教育振興費というのが2つ合わせると19%強になっているというのは、これは生徒数の減少とか、または1人当たりにかかるその費用が減っているのか、どういうことなんでしょうか。

企画管理室長 主に減っているところは学校管理費、それから教育振興費でございます。確かに児童数が減りますと、最低限度の子供たちの教育をやっていくためには最低限度幾らかかるのかということで、それぞれの子供たちの人数に合わせた計算式をもちまして、そして予算要求をさせていただいております。そういった意味からすると、児童生徒数の減少によって減になるということも出てきます。

しかし、それだけではなくて、やはり特色ある学校というふうなことを、私ども教育改革アクションプランの方でもうたっておりますので、そういった中で今後とも厚く教育の範囲についてやっていかなければならないような予算につきましては、従来どおり予算化をさせていただいたところでございます。決してこれだけが減ったからということで子供たちに負担、あるいは保護者への負担等々については考えておりません。

それと、一番やはり大きくなっていくのは、学校管理費の方の一般職員の人件費関係でございます。これにつきましては、行財政改革の中からやはり学校事務の標準化・効率化とい

うものも叫ばれておりまして、それを何とか標準化・効率化することによって、ほかの職種の方々にも迷惑をかけないような形でやれというような形の指令が出ております。そのような中で今、関係機関とも詰めているところでございますけれども、小学校の市の事務職員

学校には事務室には県の事務職員とそれから市の事務職員、そして栄養士さん、それから用務員さんがおいでになります、その市職の事務員さんを計画的に引き上げていこうと。しかし引き上げるだけでは問題が起こってしまいますので、そのように引き揚げただけではなくて、それにかわる手だてとして予算要求もさせていただいているところでございます。

計画でいきますと、17年度につきましては22校からの引き揚げを考えてございます。それと、統廃合で当然として3校がなくなりますので、その分の人件費がかなり削減された大きな要因ではなかるうかというふうに思っています。

以上です。

瀧田委員 ありがとうございます。それでもう1つ、続けてよろしいですか。

博物館・美術館費というのがこれが伸び率としては6.90%伸びているわけですが、博物館というのは私などもよくいろいろな催しとか研究とか実感しているんですが、項目の中に美術館費というのが毎年入っていて、博物館費というのはわかるんですけども、現に美術館があると云うことではないのでゆくゆく美術館の準備としての項目だと思んですが、やはりこういう項目で挙げないとまずいんでしょうか。プラスになっているものですから、6.90の伸び率になっているものですから、伺ったわけなんですけれども。

企画管理室長 これは確かに目の関係で設定されて、博物館は現在ありますけれども、美術館は実質的にはまだ建設には至っておりません。しかし、将来的な展望も含めまして、美術館というものも検討した経過もございます。そのために美術品の購入等々も行ったところでございますので、そういったいきさつから、当初から博物館とそれから美術館費という目の名前が最初から入っているということでございます。現在もその美術品についてのいろいろな研究、そしてこれから展示会等々の準備等々も入りますので、そうした場合にはこれを分けるということではなくて一緒になっていますので、その中で執行させていただきたいというふうに考えております。

瀧田委員 ちょっとそこがいつも私、毎年ひっかかっているんですけども。決して文化的な準備のための費用を否定するつもりはないのですけれども、教育振興費とかそういうところで、にどうしても緊迫するようなこともあるんじゃないかなと思いましたので、ちょっとその辺は疑問に思ったところでございます。

關委員 1つ僕の方から質問です。教育環境の整備という意味から、校舎の耐震対策事業については今回は入っているんですか。

生涯学習本部長 入っております。屋内体育館の補強であるとか、耐震関係の予算は入っております。それが今年度よりも多く予算措置はしてあります。それで地震等の避難場所にも指定されていますので、そこを改良するべく前倒しというか、そういう予算措置はさせていただいています。

そして項目としては、小学校費、中学校費の学校建設費にあたるところで、小学校では7.26%、中学校で8.33%というふうに予算が伸びているのがその理由です。

委員長 合計7校でしたか、耐震改修対象校は。

生涯学習本部長 はい、そうです。

關委員 今の瀧田委員の視点からの質問ですが、教育総務費につき資料1、資料2ページで質問します。

教育総務費のところで見ると、教育委員会費、事務局費、これはいずれも削減です。反対に教育研究指導費として26.33%の増、金額で8,821万8,000円の増になっていますね。これを2ページで見ますと、学習指導事業、児童生徒活動支援事業、教育相談事業、教育研究事業、特別支援教育事業、特色ある学校づくり推進事業、学校を核にした地域コミュニティづくり事業、教育情報化指導研究事業とありますが、これらの前年度比がありませんから、どういう形でふえているかは私どもにはわかりません。この辺の細かい比較はできるのでしょうか。それが1点です。

それをなぜ質問したかと言うと、さき程の瀧田委員の質問では、博物館については6.9%増ということでした。この数字は、増額した割合で言えば大きい数字なんです。金額にして約1,000万です。

最初に室長のご説明では、基本事項として、行財政事情等を遵守して経常収支の見直し削減、予算全体の見直しというような一般的な方針を述べられました。それとの関連で、どういう理由でこの部分が増加になったかです。それと、恐らく特色ある教育というものが重要なんだろうと思いますが、その辺でここはどういう意味で特色と関連づけた予算増になっているのか。その辺、もしおわかりでしたらお示し下さい。

企画管理室長 これは私ども企画管理室と、それから指導課の分というふうな、主に指導課の分というふうな形に入ります。下の方にあります特色ある学校づくりの推進事業、またその下段にあります学校を核にした地域コミュニティづくり事業につきましては、前年度と同

様な形で予算は推移しているというふうに考えております。

また、教育情報化の指導研究事業につきましては、若干プラスになったかなというふうな形を考えておるところでございますが、上段の方の学習指導事業、そして児童生徒活動支援事業、教育相談事業、そして教育研究事業につきましては、指導課の方からちょっと細かく話をさせていただきます。

指導課長 学習指導事業のうち主な増額されたものにつきましては、国際理解教育で、うちはALTを検討いたしました。それを8名から10名にふやして2名増ということで、約870万ほどそこで増額になっています。

そのほか大きいものにつきましては、来年度小学校の教科書が全面改訂になります。それに伴いまして、約1億400万程度、教科書並びに指導書を購入しなくてはいけないと、そういうことで大きな増額がございます。

逆に減額につきましては、いろいろ細かいところがあるんですが、大きいものとしては緊急地域雇用創出事業というものがございまして、国際理解教育関係のものと、それからIT関係のものが国の方がなくなりましたので、それに伴いまして予算もおちたものかと、約1,700万というのがございます。細かい部分はほかにもございますが、大きなところではそういうところで増減があるということでございます。

以上です。

關委員 ALTというのは何ですか。

指導課長 失礼しました。英語指導助手でございます。現在各中学校に8名、1校4カ月ぐらいの単位で派遣することになっております。それを2名増加して、できれば1人で2校受け持ちで6カ月分ぐらい配置したいということで、2名増員をお願いしたところでございます。

委員長 発音悪いんですけども、アシステッド・ラーニング・ティーチャーとかなんか言うんでしたか。

教育長 アシスタント・ランゲージ。

委員長 間違えました。

關委員 もう1つのAITは。

指導課長 Aでなく、ITということで。学校の、コンピューターを入れてございますので、コンピューターの授業をするに当たって、助手として派遣したものでございます。これは国の緊急雇用対策でやります。

關委員 できれば、そういった予算編成で特に大きく増減のあるところは、注か特記事項で説

明していただくとわかりやすいと思いました。

委員長 そのほかの項目で何か追加することは事務局ではございませんか。

企画管理室長 とりわけございませんという言い方は申しわけないんですが、先ほど私が最初に申し上げましたように、やはりこういった全国的な経済情勢ということをかんがみますと、やはり松戸市も例外ではなく非常に財政的にも厳しいような状況であります。やはりそれを乗り切って、市民の負託にこたえていくためには、確かに金額的なものもありますけれども、我々職員が一丸となって、進めていかななくてはならないというふうに思っているところでございます。全体からしますと若干落ちておりますけれども、その辺につきましては我々職員も全力を挙げて教育のために尽くす所存でありますので、よろしくどうぞお願いします。

委員長 我々も個人的に意見を述べさせてもらおうと、市全体の財政の中で、もちろん必要不可欠な削減、必要だと思いますが、教育費だけは現状を維持したいという思いがあるものですから、細かくいろいろな質問させてもらうわけですが、ひとつそういう面で、何分17年度よろしくお願いをしたいというふうな感覚です。委員の皆様いかがでしょうか。

討論よろしいですか。このぐらいで。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これより議案第5号を採決いたします。

議案第5号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。ご異議がないものと認め、議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議案第6号

委員長 続いて、議案第6号「平成17年度松戸市教育施策基本方針について」を議題とします。どうぞ、ご説明ください。

企画管理室長 委員長、まことに申しわけございません。予算の関係も細かいものとなりましたので、関係職員に全員ちょっとそろわせておきましたけれども、予算の関係もおかげさまで可決とさせていただきますので、退席をさせていただければありがたいと思います。この後の関係につきまして、担当の者だけは残させますので、よろしくお願いします。では、議案第6号「平成17年度松戸市教育施策基本方針について」。

平成17年度の教育施策基本方針を別紙のとおり定める。

平成17年3月2日提出。

松戸市教育委員会、教育長、齋藤功。

提案理由でございますけれども、平成17年度の教育施策に係る基本方針を定めるためのもの
でございます。

めくっていただきまして、1ページでございます。全文を読み上げますと非常に長くなりますので、かいつまんでご説明させていただきたいというふうに思っています。

既存の政治・経済・社会の仕組みの急速な変更、未曾有の変更の時代を迎えております。いろいろなことを既にいただいております。そして21世紀の現在は世界的にも、また一地方や一個人にとっても、混沌として未来を予測することが困難な時代に直面しております。というような形で、このことを受けまして、教育委員会も例外ではないというような話をここでさせていただいております。そして、松戸市におきましては、このような改革のうねりを受け、本市の地域特性と実情を踏まえた分権型の松戸市版教育改革計画を策定しまして、2年有余にわたり着実な改革に向けた推進を図ってまいりました、というような形になっております。

また、本市の教育改革コンセプトはあくまでも学校教育における確かな学力、そして確かな責任力を身につけた、新時代を担う、心豊かでたくましい社会人を育成していくことであり、生涯にわたって自立した市民として生活を送ることができるように、基礎基本となる学ぶ力、責任を持つ力を醸成していくこと、というような形で出させていただいております。

そして主なものとしたしましては、例えばこのサタコミの関係等々もここに触れさせていただいております。そして、松戸市の総合計画基本理念が、「人権が尊重されてすべての人が安心して暮らせるまち」、「快適な環境の中で人と人とが支えあう地域社会のあるまち」、「地球にやさしい市民の交流を支える活力と魅力のあるまち」というふうな形で定められてまして、この辺も続けまして私どもとしては、やはり後世に継承していくことは教育の重要な責務であるというような考えで進んでおります。

そして、大きく4点ほど項目を挙げております。1点目につきましては、児童生徒の確かな学力と豊かな心を育成します、としております。内容につきましては記載のとおりでございます。

そして2番目につきましては、多様化する市民の学習ニーズに対応できるようにしていくとともに、固有な文化の保護伝承と、新たな文化の創造を支援していきます、としておりま

す。

3番目といたしましては、生涯学習社会を推進する体制を整備します、としております。

最後になりますけれども、4番目といたしまして、基本的人権の尊重意識を高めると、こういうふうな形で結んでおります。内容につきましては、ごらんいただければと思います。説明とさせていただきます。

委員長 この基本方針と申しますか、教育施策基本方針、あらかじめ委員の皆様にはいろいろなご意見をちょうだいしながら、こういうふうな形にさせていただきました。さらに何か追加のご意見がありましたら、この上に重ねてご意見を伺いたいと思います。

改革の3年目に当たる17年度の基本方針ということで記載をしておりますが、何かこの基本方針のポイントと申しますか、それについて齊藤委員さん、何かご意見ございませんか。

教育長 ここに書いてあるとおりというか。

やはり松戸市が平成15年に教育改革アクションプランを立てまして、以来それに基づいてできるところから、あるいはやらなければならないところから、着手して確実に実現を図っていくというふうに申し上げて、おりました。その背景にはご存じのとおり、平成13年から松戸市の教育改革市民懇話会を立ち上げさせていただいて、足かけ2年にわたる議論の上に立って答申をいただきました。その答申の内容を最大限尊重して、具現化するために立てました松戸市の教育改革計画でございますので、教育施策の基本方針もこの計画を意識したものとなっております。

その最も目玉というのは変ですけれども、改革計画の最も主要な柱の1つであります、児童生徒の基礎基本を定着させる教育を行う。その手段として、サタデーコミュニティスクールですとかスタッフ派遣事業なども行っているわけですけれども、今年は国の分権化の流れの中で、国の定める指導要領が最低基準に位置づけられてしまったことを背景に、自治体独自で可能な範囲での指導要領、新しいカリキュラム、基準づくりなどもぼつぼつ起こり始めてきている。そういう研究も視野に入れながら、松戸の子供たちに4 R sの定着をいかに図っていくかというのをメインのテーマとしておるわけでございます。その他、ここに記載されているとおり進めていきたいと、このように思っております。

以上です。

瀧田委員 ここにもこういう立派な基本方針ができておりますので、松戸の教育には本当に希望を持っていいのかなと思っておりますけれども、私は人権擁護委員をやっております関係で、人権の方から学校教育に対しての働きかけというのが、全国的傾向でかな

り今年度は義務づけられてまいりました。

例えば、ビデオが作成させておりまして、全部マニュアルもできているんですが、こういうものを学校の中で委員が学習の場を持つような指導がなされておりまして、まだ松戸市では実際にやっていませんが、人権擁護委員が直接学校現場に入っていくというような状況も来ているような気がいたします。

それで、私ども今まで人権作文を中学生から募集してかなりの応募があって、いい作品にめぐり会って、書くということの中にすばらしい能力が発揮されているというふうにつくづく思うわけです。考え方をまとめてそれを表現して、そして多分その表現をそこまでした子は実践も可能なのではないかなというふうに思っています。

私に関係したのは人権作文だけですが、もう1つ社会を明るくする運動の作文が今年度からやはり中学に入りまして、松戸の方が最優秀賞をお取りになったと思いますけれども、そういうふうに学業と直接に関係はないかもしれない分野で、社会に対する自分の考え方を1つの文章にまとめて考えていくというようなことも、どんどん学校の方で、お忙しいとは思いますが、取り入れていただくと、子供たちの伸びやかな表現と考え方が表に出てきますし、それが称賛されたときにその子供たちの自信につながっていくのではないかなと思います。今年度はかなりいい作品に出会いましたのでうれしく思ったところです。これからもよろしくお願いいたします。

教育長 すばらしい作文ですね。大人でもなかなか書けないような、しっかりと深く考えて、表現力も豊かですね。できる子ばかりでなくて、作文が苦手な子供も書いてもらうといいんですけれどね。

瀧田委員 別に技術テクニック、文章のテクニックだけではないと思いますから、その辺は審査の方が読み取って、いろいろな面から選考をするべきだと思います。

教育長 能力のある子ばかりに書かせないという。いろんな要望が来ますから。

社会を明るくする作文を書いてください。小さな親切運動に関するものを書いてください、交通安全に関するものもと、もうさまざまな依頼が学校に来ますから。1つ1つを全校とか全生徒にというわけにはいかないんで、こう振り分けてるんですね。

瀧田委員 そうなんですか。自分で選ぶのではなくて。

教育長 それもあります。

学校教育担当部長 ものによっては一覧表をつくって、こういうのがありますよと紹介して、その中から児童生徒が選ぶ場合もあります。それから余り多くなりますと、これはこの子が

向いているだろうということになれば、そこに振り分ける場合もあります。

瀧田委員 ありがとうございます。これからもよろしくお願いします。

教育長 いずれにしても全国一の表彰をもらった子もいるんでしょうね。

瀧田委員 はい。

根守委員 読む力、書く力、計算力なんていうのは、やっぱり基礎基本の充実をさせるということだろうと思うわけですが、ある教育評論家の話では、評論家といっても研究を重ねている評論家の話では、今瀧田先生の方から人権問題の作文が優秀賞をいただいたというのと同じで、決して基礎、その読む力、書く力が衰えているわけではないと。文科省で言う、基礎学力が乏しくなったというようなことは間違いであるというようなことなども話してありました。

それと関連して、やはりすべての教科でそういう力というようなものが育て上げられていくのではないかなと。国語の時間だけ、道徳の時間だけというようなものではなくて、すべての教育課程の中で培われるものであると。したがって4 Rで掲げてあります、読み・書き・計算・責任とあるわけですが、やはり読むことが基本になるというようなこと、読まないで書く力というのはないだろう。そういういい作品を読んだりすることによって、書く力も育つだろうというようなことからすると、非常に松戸市の児童生徒は恵まれた教育施策の中で、教育環境の中で育っているんだなというようなことも感じました。

特にあれやこれやではなくて、4 Rを掲げてその4 Rに従って、児童生徒の確かな学力と豊かな心を育成するという、第1項目に挙がっているというようなことは、本当によかったなと私なりに考えます。

これは毎年変わっていくわけではなくて、系統的な継続的な指導によって力がつくのではないか。あんまり騒ぎ立てる、学力はどうなっているんだとか実態把握をしたらどうかというのではなくて、学校に任せるまではいかないにしても、学校を信頼して、確かな子供を育てていく、確かな学力が身につくような子供を育てていく。何でも学校ではなくて、社会全体が子供を見つめることができるようにやっていく、これが本当の確かな学力、力に結びついていくのではないかなと思います。

市の教育施策方針に従って、学校では教育目標、ご存じのようにその学校の教育目標を打ち立てるわけです。そのときに先ほど全職員と言いましたけれども、人権問題にしても全職員で当たる場、研修などあります。これは校務分掌、俗に言う学校運営機構がつけられて、その分野の担当の教師がどういう計画のもとで研修を積み重ねていくかという教師の研修、

それから研修と同時に、子供たちに具体的にどう指導していくかというようなところまで、学校現場ではやられているわけです。

そういうようなことをよく学校では、どのような方針、計画のもとで指導に当たっていくか、その児童生徒の確かな学力と豊かな心を育成するためにやっていくかというようなことなども、校長以下職員にお任せして、見守っていく、そして力添えをしていく。それから評価がありますから、いろいろと足りない分野について、反省するというようなことなどに結びつけていく見方、考え方をしていく必要があるのではないか。何でも学校、何でも学校というのではなくて、まず学校は子供たちが学ぶ場であること。学力はもちろんのこと、豊かな心を育てるというようなことなどもそうですね。学校だけの責任ではなくて、家庭、そして地域も協力していけることなどを、みんなにわかっていたらなければならないことを考えます。

一番最初に教育長のお話しした、何よりも児童生徒の確かな学力と豊かな心、それを願っているということで、私自身も確かな学力があってそれを発展させて、そしてやがては成人していく、大人になってそれを膨らませていっているわけですから、この確かな学力と豊かな心で、これは漠然としておりますが、豊かな心というのはどういう心であるか、学校教育目標の具現化、具体化に即してその豊かな心というものがはぐくまれていくのではないかなと思います。

これから、これを踏まえてやっていく学校の指導を信頼しながら17年度は進めていければと思っております。すばらしい施策だと思います。

以上です。

教育長 事務局。スタッフ派遣事業の1年の成果というか評価、まだ完全にはまとまっていないでしょうけれどもその一端を報告できれば報告してください。

企画管理室参事補 74名のスタッフを各学校に2名ずつ派遣しました。まだ少人数指導が中心になっていますけれども、各学校においてはTTの授業とか習熟度別の授業とか、いろんな形で使っていただいたように思います。今、各学校から報告書を上げていただいて、その実績について分析しております。

来年度のスタッフの募集についても、3月1日付で募集を始めました。3月のいつまでには各学校から次年度の企画書の提出もしていただいております。その1カ月間で、年度当初から十分やれるような作業をしていただいて、もっと有効的に活用できるように、そんな点をきちっとまとめた形で資料を作成しますので、その折にはまたご説明をしたいと思います。

委員長 このようにして、今年度17年度の基本方針、中身も含めましてがっちりとしたものができ上がったというふうに思います。要は、これを基本方針とはいえ実施計画と同じですから、これをどういうふう to 実施していくかが問題です。教育委員会、学校、地域、皆それぞれその役割分担をしながらしっかりと見守っていきたいというふうに思います。どうかよろしくお願ひしたいと申します。

關委員 私も事前にこれを何回か読ませていただきました。私が何カ所か修正をお願ひした文章や文言もあるのですが、それがまたここではもとの言葉に戻っているところがありますので、どうしてかなと思ひました。その点について質問したいと思ひます。

端的に申しますと、これは一体だれに向けて発信した宣言であり、この方針はだれを対象とするものか、まただれに言っているのかです。これは、4つの項目に分けて具体的に書いてあります。第1は、児童生徒を対象としています。第2は、市民の学習ニーズと申して市民を対象としています。第3は、生涯学習社会ということで、やはり自立した市民です。第4は、これは一般論です。僕は大体、いつも基本的人権を最初に持ってきた方がいいと思ひているんですが、それはいいと申します。

そうすると、児童生徒が第1に来て、市民が次です。教育界という言葉もあって、これは児童生徒を対象としながらこの基本方針を立てているのかなと思ふと、そうではないようです。それを各論で申しますと、第2パラグラフのところに、「このことは『教育界』に」とあり、その3行目に「逞しい社会人」と言っているんですね。社会人の育成を目指して言っている。その下のパラグラフにも、「松戸市におきましても」とあって、4行目のところに、「新時代を担う心豊かで逞しい社会人」と言ひ、社会人が2カ所出てきます。ここの言葉を、僕は児童生徒、あるいは生徒と直したような気がするんですね。

この基本方針を社会人を前提にして考へているのか、それとも児童生徒が基本にあるのかということが、いつも私の疑問としているところなんです。それで、僕はここはたしか生徒と直したりするんですが、それが社会人にまた戻っています。したがって、そこのところをお聞きたいんです。この松戸市教育施策基本方針は児童生徒を対象として考へているのか、それとも社会人を前提にしているのか。そこのところはどいうふう to 考へたらいいのでしょうか。

企画管理室長 社会人を児童生徒にというふうなお話でございますので、表現として、新時代を担う心豊かでたくましい児童生徒を育成し、社会人を育成していくこと。やはり児童生徒は最終的には社会人になっていくというふうなところから、こいうった文言を使っている

いうふうに私は理解しています。

それから、全体的にこの基本方針は子供たちなのか、社会人なのか、あるいは我々教育委員会なのかというふうなところを考えられるのではなかろうかとは思いますが、はっきり申し上げまして、まず子供たちということをもまず第一義に考えなくてはならないと思います。そして子供たちが成長した段階で、社会人というふうな形になるのではなかろうかというふうに思います。それと同時に、私ども教育委員会の職員として、逆にこの基本方針を心の戒めとして、こういうことをやっていくためには、我々はこのように書いてあることを認識を十分しながら進めていかななくてはならないというように、私どもに課せられた文章でもあるのではないかなというふうに考えております。

そんなようなことで、確かに社会人を児童生徒というふうな形に置き換えることも文章的にはおかしくはないとは思いますが、ここの文章的に読んでいただければ、社会人というふうな形になってもおかしくはないのではなかろうかという形で考えております。

学校教育担当部長 教育委員会の施策の基本方針ですから、ご存じのように社会教育も当然あり得るわけですし、学校教育計画にしても。今、關委員さんのご指摘の部分については、今回は教育委員会としての教育基本方針でありまして、先生がおっしゃった学校の部分については、こういうのがこれ16年度なんですけれども、こういうものがございまして、これは学校教育で子供を、特に児童生徒についてはこれを受けてこのような形になっているわけでありまして。

したがって、私といたしましては、学校教育部といたしましては、この施策の基本方針については教育全般というふうに解釈しておるところでございます。したがってこれについては、学校の職員というか全員に配っております。もう少し詳しく申し上げますと、やはりこれが最初に基本方針、市の教育方針ですから、最初に載っていましたが、その後、学校教育の基本方針、個々の抱えている教科、それから人権とそういう形になって、教員の子供を指導するに当たっての指針という形になっております。

私の方からは以上です。

關委員 それはわかるんですよ。確かに教育委員会が扱う業務の中身は、学校教育もあり社会教育もあるので社会人も入る、そのことはよくわかるんですよ。それは前提としてわかるんですが、ここの文言で、「心豊かで逞しい社会人の育成を目指し」、その後でも、「新時代を担う心豊かで逞しい社会人」とする。しかし最初の具体的な施策の中には、第1として、「児童生徒の『確かな学力』と『豊かな心』を育成する」とあります。どちらに重点がある

のでしょうか。

生涯学習本部参事監 学校教育の目標が、教育目標が、要は最終は全部大人にしていく、大人にするために、そのために今の教育をしていくというのが基本的なコンセプトなんだろうと思います。したがって、新しい時代を担う心豊かでたくましい、そういう大人に私たちの教育も基本的な方向を持っていると。

それから2点目でございますが、新しい時代を担う心豊かでたくましいというのも、こうした社会というか大人、いわゆる広い意味で使うものですね。そういう方向へ子供たちを持っていきたい。ですから、出発は児童生徒という言葉を使って、最終的な理想の方向は社会人という表現を使ったという形でご理解していただければ結構なんですよ。

瀧田委員 私は、ここはやはり「社会人」の方がいいと思っています。これはたくましい社会人への育成で、社会人の育成ではなくて、社会人へ向けての育成というふうにとらえていたものですから、「児童生徒」という言葉よりやっぱり社会人の方が、今山根先生のおっしゃったように、目標がそこにあるというふうに思ったところです。「社会人としての」とか他に言葉あるかもしれないんですが、そういうふうにとらえていました。

教育長 文言の選択の話になりますと、私もあまり自信がないんですね。どちらでも通用しうだし。心豊かでたくましい子供たちの育成と言っても、とりわけまずいということはないと思います。完璧に人格の完成というのが教育の最終目標ですから、人格の完成が子供の時代だけで終わってしまうということは到底あり得ない、生涯通じるという意味からすると、社会人の辺がふさわしいのかなと思います。

言葉の選択はあまり自信がないからさしておきまして、關委員さんの最初におっしゃられた、この教育方針というのはだれに向かってメッセージを発しているんだということがございました。これはもう紛れもなく第1番目は、教育サービスの受け手です。受け手は子供だけかと言えばそうではない。義務教育に限定すれば子供ですけれども、高校生もまだ入る。大学生でも入る。私立のものは、大学サービスは提供していませんけれども。それで、社会教育になれば、当然これは老若男女という言い方は変かもしれませんが、興味と関心のある方はまたみんな社会教育の対象になってくるでしょうし、瀧田委員さんのように社会体育の最大の供給者かもしれない、供給主体が多いのかな、そういう方々も入ってこられるかと、そういうふうに思いますけれども。

一方、ではそういう享受しない方の市民は関係ないのか、ないしメッセージの対象にならないのかといったらそうではない。3番目に、当然納税者として、教育サービスがどの水準

でどのように功利的、効率的に供給されているかということをしっかりチェックすべき納税者も、これは当然対象になる。学校そのものについても、学校、家庭、地域の連携ということが今、21世紀の学校教育のテーマでしょうから、そういう意味では地域も学校に次ぐ。

結論を言ってしまうと、全市民が対象ということになる。そして一方、行政サービスの受け手ではなくて、供給側にもこのメッセージは発信されている。教育サービスの最も基本的なというか、最も多くの供給をしておりますのは、やっぱり行政です、行政関係職員すべてひっくるめて対象であるというふうに思います。担い手は行政だけではなくNPO NPOというものはある程度ちょっと。NPOというより、慈善ボランティア団体、いろんな社会教育、社会待遇、あるいは文化団体の方々が、そういう教育文化のサービスの一部供給を主体として担っていただく。すべてその方々を対象に、メッセージが発されていくというふうに私は考えます。

以上です。

關委員 僕は特にこれにこだわっているわけではなくて、ちょっと気になっていたんです。皆さんがそういう認識を前提でお考えであり、この言葉をお使いになっているのであれば、十分それは理解できます。学校教育を、広くとらえていると解釈しておきます。

委員長 この基本方針、松戸市教育委員会が発する市民向けの基本方針というふうに結論づけでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 ほかにご意見ございませんでしたら、採決させていただきます。よろしいですか。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 はい、ありがとうございます。

ご異議がないものと認め、議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議案第7号

委員長 続いて、議案第7号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明をください。

学務課長 議案第7号「松戸市教育功労者の表彰について」。

松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、表彰状を贈呈するものとする。

提案理由でございますが、多年にわたり、校長あるいは教頭として松戸市教育の振興・発展に努め、その功績が顕著であったため、でございます。

その次開いていただきますと、この3月31日に退職される校長先生が11名、教頭先生が1名おります。12名の方を表彰したいというふうに考えております。その後から、資料の方も一人一人の推薦調書という形で経歴、校長先生でありましたら校長先生の部分の経歴が載っております。一番最後の竹内教頭先生につきましては、教頭先生の時代の経歴を載せてありますが、それ以前の教諭時代、教科指導あるいは指導主事等で非常に貢献していると言えます。

功績調書に基づきまして、各人の説明しますと、表彰状を該当するだろうと考えておりまして、記念品の有無はありとなっておりますが、この記念品につきましては、表彰状を入れる額を考えており、額に入れてお渡しすることになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ごらんのとおり、校長先生と教頭先生1名、合計12名の方々の功労者表彰名簿です。

これはまた卒業式の関係や何かがあって、委員の皆様には全部というわけにはいきません。卒業式に出席をしていただきたいと思っております。

何かこの問題についてはご意見ございませんか。いいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 一応推薦書ですか、これはごらんになっていただきたいと思っております。

それでは、第7号についてはこれで討論を打ち切りたいと思っております。

採決をさせていただきます。

議案第7号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第7号は原案どおり決定いたしました。

ここで、ちょっと会議が長くなっていますから、5分間休憩ということにさせていただきます。

会議を中断いたします。

(休憩)

(再開)

委員長 会議を再開いたします。

議案第 8 号

委員長 議案第 8 号「松戸市立小学校及び中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

ご説明ください。

学務課長 議案第 8 号でございます。松戸市立の小中学校には文書取扱規程というものがございまして、この一部を改正する訓令についてお願いいたします。

提案理由でございますが、平成17年3月31日をもって廃止となる小学校3校でございますが、その3校の文書記号に関する規定を削除するためでございます。

続いて開いていただきますと、来年度、今年の4月1日からの文書規程をこのようにしたいということで、一覧にしております。小学校が44校になります。中学校が21校というふうな形になっております。3月31日に3校が廃校になりますので、その含んでいる施行附則につきましては、平成17年4月1日から施行するという形です。

その新旧の対照表でございますが、この後に続いております。左側の方に廃校となる学校に線が引いてありますが、一部こちらの方でミスをして、新松戸西小学校に線が引いてありますが、これが2つ上の古ヶ崎南小学校に本来ならば線が引いておかなければならないものです。

また、この現行と改正表を見ていただいて、細かなところでございますが、まず最初に一番上に「別表第1」と書いてあります、左側のところ。右側のところの改正案では「別表」というふうになっております。別表第1ということになりますと、第2、第3がなければならぬというふうな考え方がちょっとするんですが、これは別表というのはこの1つしかありませんので、これは第1を外させていただきまして、別表だけにさせていただく。

現行のものにつきましては、その後「文書記号」という形で、小学校から中学校まで続いております。これはちょっと見づらいたらうということでありますので、右側の方では「小学校」と「中学校」に分けさせていただいて、合わせて改定させていただければというふうに考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 特に問題はございませんね。統廃合に伴う改正でございます。よろしいですか、この点。

それでは、第8号を採決させていただきます。

議案第8号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

議案第9号から議案第14号

委員長 次の第9号から第14号までの6件の議案につきましては、請願でございます。

いずれも、「学習指導要領の目標に最も適う中学校の歴史・公民教科書の採択を求める請願について」という表題でございます。

委員の皆さんには既にそれぞれお読みいただいておりますが、請願事項そのものはほぼ同趣旨と思われれます。ついては、この審議の方法についてまずお諮りをしたいと思います。

何かご意見ございませんか。やはり進め方をまず決めたいと思いますが。

例えば、個々に個別に審議を行うか、同趣旨と認められれば一括審議ということが可能だと。そういう行政の実例もあるようですが、そういうことも含めて進行方法をちょっとお諮りをしたいと思います。關先生、まずちょっと一言お願いします。

關委員 事前にこの請願をちょうだいし、私なりに整理してみました。今まで何回か請願を受けて参りました。教育改革について何回か請願を受けて、ここでたくさん議論もしてきました。そのならいもあります。請願は市民の声としてとても大切な声だと考えて、我々はこちらでも慎重に取り上げる必要があると思っております。それは基本原則だと思っております。

6つの請願を一通り目を通しました。我々がいただいている最初の請願は、1から4まで4つの請願事項があります。あとの方は1から3までというふうになっていて、請願項目は3ないし4項目です。その前に前書きを述べておりますが、前書きは、請願の趣旨説明だと思えます。

ここで議論すべきことは、基本は恐らくこの1から3または4という、この請願項目であろうと思えます。したがって、私の考えでは、請願の1つ1つは尊重しつつ、請願の中身が同一である場合には一括して審議してもよいのではないかと思います。私なりに整理したところ、1から3については6人の方がほぼ同じであり、最初の方だけが第4番目を挙げておられる、というふうに理解しました。6本の請願、それを同じ内容として扱って、ここで議論してはどうかというふうに思いました。

委員長 ほかの委員さん方、この進行方法についてご意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、まずこれは一般的な予備知識として事務局から説明を願いたいんですが、この教科書検定採択の流れについて、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

指導課長 それでは、検定採択等の流れについて、今年度の小学校の教科書採択についてご理解いただいていると思いますが、確認のためもう一度お話をさせていただきたいと思います。

まずその教科書採択の流れでございますが、大きく2つに分かれます。1つは、国レベルで行います検定というものがございます。もう1つは、県及び各市町村で行います採択というものでございます。

まず検定についてでございますが、教科書発行者が教科書の候補になるものをつくりまして、文科省に申請をいたします。申請されたものにつきまして、文科大臣から命令を受けました教科書調査官たちが、教科書検定調査審議会というものをつくります。そこで各教科書の検定を行います。各教科の目標に沿っているか、また児童生徒が使うにふさわしい教科書になっているかという形で検定を行います。その段階でかなりの数の意見や修正が出されまして、相当な修正がなされます。そこでその結果、日本の児童生徒が使うにふさわしいと認められたもののみが検定を通過して合格となります。その合格されたものにつきましては、文科省の方から教科書目録、それから発行者の方からは見本本が各県教委並びに市教委に送られてまいります。ここまでが検定でございます。

それから採択についてでございますが、これは昭和38年に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律というものが定められておりまして、その採択の方法はその法律によっております。それによりますと、まず県教育委員会は選定審議会というものをつくりまして、まずはそこから専門委員というもの、各教科、種目ですけれども、専門委員を依頼いたしまして、そこで各種目についての選定のための資料を作成いたします。それから、教育委員会は選定のための方針を決定いたします。そして市町村の教育委員会の方に、指導方針並びに選定資料を送付してまいります。

では、各市町村の教育委員会はどうかと申しますと、これは地教行法によりまして、採択の権限は市町村の教育委員会が持っております。しかしながら、先ほどの措置法によりまして、同一地区の採択地区においては同一の教科書を採択しなければならないとなっておりますので、協議して同一の教科書を採択するようになりますので、そのために各市町村の教育委員会は協力をして、各地区ごとの採択協議会、地区採択協議会というものを設けます。これは各教育委員会の代表、保護者代表、教員代表からなる協議会でございます。そこでまた

さらに、その地区協議会ごとに、また各種目ごとの専門委員を委嘱いたしまして、そこで各教科書について調査をいたします。その調査結果を資料としてまとめるわけです。

ただ、その調査結果の資料については、私の方は直接手にすることができませんので、名称がどのようなものであるかわかりません。いずれにしろ、県でつくった選定資料のほかに、採択地区ごとに選定資料をつくるということでございます。

各市の教育委員会では、代表として採択地区協議会に委員を送っております。また、先ほど申し上げましたように、採択地区ごとに1つの教科書を選ばなくてはなりませんものから、代表を送っているという観点から、逆に採択地区協議会で選定された教科書を尊重しながら、各教育委員会の権限と責任をもって教科書を採択することになります。

各教育委員会においては、各教育委員さんが独自に指導要領であるとか、先ほどからちょっと出ました松戸市の教育指導方針であるとか、それから教科書採択の一般方針であるとかそういうものを踏まえたうえで、現に教科書展示会等で現物を見ていただき、それぞれお考えを持っていただく。それぞれのお考えに基づいて、教育委員会でもって採択をしていくという手順になってございます。

簡単に申し上げれば、そのような検定という段階と、県市の教育委員会との採択という手順もあるということでございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

委員長 以上が、教科書検定採択の流れの総論的な説明になります。これは各委員さん方ご存じかと思えます。こういうことを踏まえて、まずこの第9号、それをちょっと説明してください。

企画管理室長 議案第9号「学習指導要領の目標に最も適う中学校の歴史・公民教科書の採択を求める請願について」。

学習指導要領の目標に最もかなう中学校の歴史・公民教科書の採択を求める請願を次により提出する。

平成17年3月2日提出。

松戸市教育委員会、教育長、齋藤功。

提案理由でございますが、請願書を提出されたため、ということでございます。

それでは9号の関係で行います。先ほど關委員さんからもお話がありまして、進め方の方向性が決定されましたとおり、いずれも学習指導要領の目標に最もかなう中学校の歴史・公民教科書の採択を求める請願というものでございまして、同一の表題でもあります。請願者

は設楽様、大賀様、高田様、草野様、恩田様、渡邊様でございます。

先ほど来からも出ておりますけれども、文書の前半につきましては、この請願者の方々が請願を提出するに当たりましてのそれぞれの思いをお書きになっておられます。この部分につきましては、委員の皆様には事前にそれぞれの請願文をお読みいただいておりますので、読み上げるのは省かせていただきたいというふうに思います。

具体的な請願項目は、いずれも「記」以降の部分でございます、これは一部文章の違い等がございます。内容的には同趣旨でございますので、お話を順に進めさせていただきたいと思っております。

まず、出ました議案第9号の設楽様の請願項目を読み上げさせていただきます。

記。

1、地区教科用図書採択協議会の下部組織が作成する調査研究報告書においては、内容、組織配列、表現、造本の4つの観点で総花的に比較するのではなく、内容に最も重点を置いて比較を記述すること。その際、歴史教科書にあっては、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てるを、また公民教科書にあっては、各国が主権を尊重し、各国民が協力し合うことが重要であることを認識させるとともに、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させるという学習指導要領に示す、それぞれの目標を忠実に踏まえて記述すること。

2、教育委員会自らがその権限と責任により上記資料を参考に選定事務を実施し、いやすくも研究調査委員会等の下部組織に絞り込みの答申、報告等を行わせないこと。

3、教育委員会自身による選定事務に当たっては、学習指導要領書に示す歴史的分野、公民的分野の目標に最もかなう教科書を採択すること。

4、委員長及び各委員がその良心と、子供たちの未来及び我が国の将来に責任を持つとの信念で採択すること。

以上、となっております。

議案9号の設楽さんの「記」以降の文面につきましては以上でございます。

10号以降の項目で、9号とちょっと違う点とか何かのご説明させていただいてよろしいですか。

委員長 はい、続けてください。

企画管理室長 今申し上げましたように、設楽様の請願につきましては4項目を読み上げさせていただきました。10号の大賀様の請願項目は1から3までの項目となっております。語句

の若干の違いがございますが、同じような文章ではなかろうかと思いたすけれども、違う点についてちょっと申し述べさせていただきます。

9号と比較しまして、「記」の1番で頭に、「東葛飾」というふうな文言が入っております。それから次のページ、2ページになりますけれども2行目の方に、総花的に比較するのではなくということですが、9号では、「比較記述」というふうな形になっておりますが、これは「比較」というだけになっております。

それから次に、最後の3番目の1行目でございますけれども、教育委員会自身による選択事務に当たっては「学習指導要領」に示すという形になっておりますが、9号では「指導要領書」という形になっております。

次に11号でございます。高田様の関係でございます。「記」の方であるというその1番で、教科書の調査研究報告書と入っておりますけれども、9号では教科書の「地区教科用図書採択協議会の下部組織が作成する」ということが9号に入っておりますけれども、この高田様のものには入っておりません。

それから同じ1行目ですが、報告書においては「内容に重点をおき」ということがうたっておりますが、9号では「内容、組織配列、表現、造本の4つの観点で総花的に比較するのではなく」というふうな形になっております。そして、重点の手前に「最も」という字句が入っていると思いたす。

次に2行目に入りますけれども、歴史教科書の前に、「その際」というのが9号には入っております。

ずっと最後になりまして、「自覚を育てる』を、また」という言葉が入っております。

最後から2行目になりますけれども、「自覚させる』いう」というふうな形になっております。すみません、失礼しました。その手前に「各国が主権を尊重し」の後に、9号では「各国民が協力し合うことが重要であることを認識させるととも」に、という言葉が入りました。

最終の行でいきますと、「目標を忠実にふまえ」というふうに、9号の方で改めて言うのかと思いたす。

それから次のページで2番目の、高田さんの文章で、「委員会自らが」と入っておりますけれども、9号では教育委員会と、「教育」という文字が入っております。

それからその1行で最後ですが、選定事務を実施し、というその後には、9号では、いやしくも研究調査委員会等の下部組織というふうな形で、「いやしくも研究調

査委員会等の」というのは9号には入ってございましたけれども、こちらには入っておりません。

それから次に、議案第12号の草野さんの関係でございます。

「記」以下を読ませていただきますが、特別違いますのは、1番目に、東葛飾地区教科用図書採択協議会のと。9号では、「東葛飾」という文言は入っておりませんでした。

12号については以上でございます。

次に13号でございます。恩田さんの請願でございます。

1番目に、「歴史教科書にあっては」というふうなのが入っております。9号では、その前段で少し増して、「地区教科用図書採択協議会の下部組織が作成する調査研究報告書においては、内容、組織配列、表現、造本の4つの視点で総花的に比較するのではなく、内容に最も重点をおいて比較記述すること」ということが、歴史教科書の前に入っております。

それから、ほかの方々にはない言葉で1行目、歴史教科書にあっては「左翼史観を廃し」という言葉がこの13号においては入っておりますが、ほかでは入っておりません。

それから3行ぐらい下にいきまして、図ることが大切であることを自覚させる、というふうになっておりますけれども、その後9号では、「という学習指導要領に示す、それぞれの目標を忠実にふまえて記述すること」という文が入っております。

それから次の、教育委員会自らがのところでございますが、権限と責任により行いの「より行い」の間に、「上記資料を参考に選定事務を実施し、いやしくも研究調査委員会等の下部組織に絞り込みの」という文章がこの間には入っておりません。それで、「行ない、下請けに」というふうな文章はほかのところから比べると入っておりません。

「学習指導要領書」というものにつきましては、先ほども申し上げましたように、ほかでは入っていなかったものが入っております。

次に、議案第14号でございます。渡邊様からの請願でございます。

これにつきましては、1番にございます、東葛地区教科用図書採択協議会の。「東葛」という言葉が、やはり同じように9号にはない言葉として入っております。

それから最後のページになりますけれども、最後は3でございます。教育委員会自身による、のところでございますけれども、選定事務に当たっては「学習指導要領」。これは9号では「要領書」という形が入っておりますけれども、ここには入っておりません。

以上が、14のところ9号と比較させていただきまして、変わっている点でございます。

以上でございます。

委員長 以上の説明と各委員さん方、個々にごらんになったことと思います。まとめますと、やはりこの6つの請願の内容は、1項目から3項目ないしは4項目にわたって請願をされております。いかがでしょう、一括審議という方法をとってよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 よろしいですか。それでは、そうさせていただきます。

今までの請願内容及び説明の中で、何かご質問なりご意見がございましたらちょうだいをお願いしたいと思います。

瀧田委員 質問します。内容等4つを総花的にというふうに書いてありますけれども、教科書の東葛の協議会では実際にはどういう配分でやっているのですか。

指導課長 基本的に教育委員会でどのようにしているかは私どもはわからないというのが現実でございますが、ただ県の採択の、先ほど申し上げている検定方針というものがございまして、その中でどういう選定であるかということで4つ、内容、組織配列、表現、造本と4つがございまして、その中で内容は7項目について、組織配列は3項目、表現が2項目、造本が2項目となっております。内容が一番多く項目でほぼ選定することになっております。これは県の方針です。

根守委員 東葛地区教科用図書採択協議会の下部組織が作成する調査研究報告書と。これはありませんよね。

指導課長 先ほども申し上げましたが、何らかの選定資料は、正式名は教科用図書東葛飾地区採択協議会と申しますが。そこで専門調査員を委嘱いたしまして、協議会の会長が委嘱するんですが、委嘱いたしまして、各種目ごとの教科書について選定のための資料をつくっているかと思っております。ただ先ほど申しましたが、私どもはその内容を見ることはできないんです。

委員長 今議論をしているところは、協議会の下部組織が作成する調査研究報告書、これについての内容を重視してくれという請願について、個別に今、議論をしているところです。その際、この選定の採択の流れの中で、この松戸市教育委員会の立場や何かも踏まえて、どういうふうにしたらいいかということでございます。請願の内容は、その内容をもっと重視して、学習指導要領に適する、忠実に踏まえて記載をしてくれとこう言っています。

指導課長 採択協議会につきましては、私どもの権限ないということでございまして、採択協議会自身が決めることとなりますので、ちょっと私の方でお話できないんです。先ほど申し上げました県の一般方針においては、あくまでも内容の方が7項目あるということで、重視されているものと思われま。

委員長 この辺のご意見、ございませんか。

關委員 最初の請願は1から4までありますが、1のものと、2及び3は内容が違うような気がします。別の問題ですね。4もまたちょっと違うことを言っています。この1から4を我々がどう見るかということと言いますと、1、2は手続上の依頼というものであり、3あるいは4は内容を問題にしている、というふうに分けることができるのかなと思いました。

つまり、教科書を各市町村の教育委員会が決定するに当たっては、手続上の審議過程の問題と教科書の内容そのものを審議する問題の2つに分けて考えることができると思います。手続については、先ほど説明があったように、まず教科書の検定という国のレベルの手続があり、その下に県レベルの手続があって、その県の手続を経た後、また採択地区のブロックがある。我々がここで議論するのは採択のところで、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の10条以下なんです。

細かく条文を見ますと、10条は、「県の教育委員会は、……」義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市町村の教育委員会及び義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言または援助を行いなさいとあります。これは一般規定です。

それでその規定を受けて、11条、12条、13条以下で、細かく規定しています。

11条では、県の教育委員会は、「指導、助言または援助を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞」きなさいと云っています。

12条は県教育委員会は、当該県の区域について、「市もしくは郡の地区、またはこれらの区域を合わせた地域に、教科用図書採択地区を設定し」、「その採択地区を設定し、または変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見を聞」きなさい、というふうにして、採択地区を設けなさいと云っています。

その後、13条において、県の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、10条の規定によって、当該県の教育委員会が行う指導、助言または援助により、種目ごとに1種の教科用図書について行い、それをうけて採択地区協議会で協議選定したもののなかから、最終的には、市町村の各教育委員会が決定しなさいというんですね。

そういう意味では、手続き上、一定のプロセスを経ているわけですね。県がある程度の指導や助言をする。一定の広さで採択地区を設ける。つまり松戸近隣は東葛飾地区という地区があり、松戸市の教育委員会はその中に入っている。そこで審議し、一定の議論をした上で、それを各市町村の教育委員会に持ってくるというわけですね。

一応大ざっぱに見てそういう手続きだとすると、ここの請願の1については、ここを我々がどう議論するかというと、「『内容』に最も重点をおいて比較記述すること」という点については、我々のできることではないという事務局の説明のとおりですね。したがって、この1について、ここで議論する実益がどれだけであるかということです。

手続上はこの教育委員会、この会議で議論ができない中身になるかという気がしました。それが第1点です。個別的に言えばそういうことです。

委員長 その点についてどうですか。

根守委員 1の問題。検定、発行の段階については国のレベルでは……。

關委員 今は県、採択地区のレベル。

委員長 この個別の1の請願、第1項目についてのいろんな解釈と言いますか、かなり市の教育委員会にとってはかなり制限のある問題なんです。ですからその辺をどういうふうに理解して、このまま理解してよろしいかですね。それを踏まえて2、3、4と進むわけなんです。ここまではよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 そうしますと關先生、2番目の解釈。絞り込みを行わせないようにということを行っているわけです。

指導課長 この2番目を読みますと、教育委員会自ら、という文言になっておりまして、教育委員会、これは市町村教育委員会のことだと、この場合は松戸市教育委員会のことと解して、松戸市教育委員会が教科書採択をする場合には、下部組織はございません。先ほど申し上げましたように、教育委員さん自らがお勉強なさって、責任を持ってやっていただいているということで解釈しておりますので、下部組織はありません。したがって、絞り込みもあり得ないということだと解釈しております。

委員長 ですから、我々が提示された教科書を一応閲覧をして、これが適当だと思ったらその意見をこの会議で言えばいいんですね。そうですね。

いかがですか。

關委員 そうすると、さき程の点とも関連しますが、第1で言っている請願の内容の「調査研究報告書」というこれが、請願ではかなり重きを置いているわけですが、この調査研究報告書というものはもともとは存在するのか、しないのかですね。

指導課長 これは存在いたします。しかしこれを使うのは、あくまでも地区の採択協議会の委員さん方が使うものでありまして、ほかには出てこない。したがって、私どもの手に入らな

い。

關委員 我々が、記述についてどうこうする権利はないということですね。

指導課長 はい。

關委員 そうすると、今度は第2の点についてですが、東葛地区の採択協議会でそういうものを審議し、選定したあと、松戸市の教育委員会に選定結果の通知があるのでしょうか、松戸市ではそれを受けて更に絞り込みの答申報告書を作成するための作業は行っていない訳ですね。

指導課長 していません。

關委員 教育委員会に出されてきた段階では、我々教育委員会は独自の意見は出せるということですね。

指導課長 はい。

關委員 そうすると、2で言っていることも、絞り込み等はしていないという理解でよろしいですね。

指導課長 はい。

委員長 ここまででいかがでしょう。何かご意見ございませんか。

よろしいですか。では、もう一步先に進みます。

3番目の「学習指導要領書に示す歴史的分野、公民的分野の目標に最も適う教科書を採択すること」という請願項目になっております。この点についていかがでしょうか。

指導課長 まず、「学習指導要領書」ではなく、学習指導要領となっています。

次に各分野の目標でございますが、実を言えば両方とも4つございます。ここで読み上げると長くなりますので省略いたしますが、その4つの目標すべてを総合的にとらえて、児童生徒が使うにふさわしいもの、松戸市の子供たちが使うにふさわしいものを選んでいただいていると思っております。

ですから、1つの目標だけにこだわるということではなく、あとは内容、それから表現、その他さまざま、先ほど申し上げましたように採択のための方針が、7項目と言いましたけれども、そういうものがございますので、それを総合的に判断して採択してもらおうと、こういうことでございます。

委員長 これはある程度、そのとおりやっていると解釈してよろしいですね。

指導課長 はい。

關委員 恐らく、これが請願の一番の趣旨だと思うんですね。ところで松戸市の教育委員会で

は、その学習指導要領に従ってというところの、この「歴史的分野」という、こんな表現があるんですか。

指導課長 はい、ございます。

關委員 こういうふうを書くんですか。

指導課長 字は違います。

關委員 「公民的文野」。

指導課長 音にすれば、歴史的分野、公民的分野が。

關委員 ということですね。したがって、後の方の請願の表現が正しいんですね。

指導課長 はい。

關委員 そうすると、歴史的分野、公民的分野の目標に最もかなう教科書を選んでほしい、採択してほしいと云うことですね。これはもっともな要望です。しかし、何が最も目標にかなう教科書であるかということ判断する際に、この教育委員会では総花的ではなく、全体のバランスをとりながら、最もよいと思うものを判断するわけですね。そのときに、この請願者の言う4番目があるわけですね。

指導課長 はい。

關委員 「委員長及び各委員がその良心と、子供達の未来及び我が国の将来に責任を持つとの信念で採択」してほしい。つまり我々の良心に従って判断してほしいということですね。これはもっともですよ。我々は、それに従わない判断なんか常にしていないわけで、いつも松戸市の教育をどうするか、子供たちの教育をどうするか、自分の良心に従って責任を持って判断していると思っています。そうすると、最終的にはやっぱり3番目の項目、それをどのような判断基準で採択していくかということになりますね。

指導課長 先ほど申し上げましたが、歴史的分野並びに公民的分野については、4つの目標がございまして。それをまず1つご回答しておきたいと思っております。

そのほかに、これは16年度の松戸市の採択のための選定の基本的な観点でございまして、まず内容は7項目つくりました。そのうちの1つに、教科の目標への適合というのがございまして。それでは順番に申します。

最初に挙げてありますのは、松戸市の学校教育指導方針の適合、2番目が教科の目標への適合、これが全部で4つですね。それから3番目が内容の精選。これは今発展的内容指導に出ておりますので、発展的内容がどうかということも判断します。それから時代への適合、児童生徒への適合、地域性への適合、他教科との関係、この7つの項目を内容という観点で

選んでいただいております。

また2つ目の組織配列については、(1)系統性、(2)分量の配分、(3)学習活動への適宜。表現につきましては、(1)発達段階への配慮、(2)表記や表現。造本につきましては、(1)印刷、(2)製本。こうなっております、全部で14項目の観点からいろいろ考えていただいているということでございます。

關委員 そういう基本方針に基づいて、我々は自己の良心を正直に反映した採択をしましょうと。それでよいのではないのでしょうか。

委員長 追加のご発言ございませんか。

瀧田委員 この請願書に書いてあるところの中で、私たちにできる部分とそれから私たちができない部分というのがあると思うんですね。私たちができる部分の中では最大限にここに書いてあることは、言わずとやっっていくべきだと思います。これをそのままというのは、私はちょっと個人的にはできないかなと思います。ただ、選択できる権限があるところでは、最大限の勉強と、それから発言をさせていただくようにしていきたいと思います。

教科書を実際に見る期間というのは相当ありましたよね。

指導課長 教科書展示会というのを各地区で行っておりますので、その期間を今申し上げます。

東葛飾教科書センター、これは野田にありますけれども、これにおいては6月18日から7月1日まで。それから松戸におきましては、合同庁舎内でやっておりますが、これも6月18日から7月7日まで。それから柏市役所におきましては、6月18日から7月7日までというふうになっています。

瀧田委員 これは拝見するのは、普通の方も可能なのですか。

指導課長 もちろん、一般に公開されています。

瀧田委員 そうですか。はい、ありがとうございます。

いろいろ勉強会を開いていただいて、この請願書にこういうことがあったということはもちろん考慮に入れて行くべきだと思います。言葉の中に極端な言葉が入っていたりするのは、これ請願書としてはいかがかなと。いやしくもとか、そういうような言葉というのは、あまり使っていただきたくないと思います。どこに出すときでも。余り失礼になるような言葉を使わないようにしていただきたい。事実を淡々と言うような表現にしていいただきたいと思います。

それから誤字はもう通用しないというふうにした方がいいかと思います。

關委員 これ余談かもしれませんが、外国で生活をしていまして、日本の文化や歴史にものす

ごく関心を持つようになります。日本の言語や言葉にもものすごく関心を持つんです。それで、外国語を勉強しながら日本語をまた勉強し直すんです。したがって外国で生活しますと、日本語がものすごく気になるんです。いい言葉を使いたい。いい日本語を使いたい。正確な日本語を使いたい。僕は教師していますから、学生諸君にはなるべくそれは伝えていきます。

したがって、自国の文化や伝統や歴史を大事にしたいというのは、これは人間として当然なんです。しかし、憲法や教育基本法が言っている基本理念、これもまた大変重要です。日本国民であって、なおかつ今は世界の公民でもあるんですね。国内での生き方も大事、他国との協調・連携の中で生活することも大事、この両方のバランスをとらなければいけないのが今日の教育なんですね。一方に肩入ればかりをするというのはもはや通用しません。

したがって、僕は教育委員として、いつも、そのバランスのとれた考えをどうやって述べていくか、まさに自分の良心に従って、発言しているつもりです。今までこの教育委員会が、教科書の採択に当たってはあらゆることを考慮しながら、余り一方的な思想や心情にとらわれずに決定をしているというのであれば、それはそれで1つの見識であろうと思います。

委員長 以上、いろいろ討論、議論をちょうだいいたしました。こういう6つの請願が出た、内容そのものについて、各論にいたるところを議論していただきました。

請願者にしてみれば、むしろこの各項目よりも前段に示した各個人のご意見がございませう。それがやはり本音ではないかというふうな気もいたします。それは請願の内容と多少かけ離れる部分もありますけれども、やっぱり心情的にはその辺が一番訴えることの多い問題ではなかったかなというふうに推測はされます。

今回この請願が出たのを我々も1つの勉強としまして、この4項目についていろいろな方面から多くの規則的な問題、それから我々のスタンス、そういったようなことについて討論、議論をしてみたいと思います。

大ざっぱではありますが、ある程度委員会としての方針が一応出たというふうな感触がありますが、何か齊藤委員さん、ありますか。

教育長 私も若干意見を申し述べたいと存じます。

総花的な評価基準ではなくて、学習指導要領の目標に最もかなうという表現がございませう。これをどういうふうに解釈したらいいのか、解釈の仕方によって随分変わってきてしまう。難しいとは思いますが、請願者の言葉にない真意というのわかりますんであれなんですけれども。

1つ言えることは、学習指導要領の目標に合致しているか否かということについては、例

例えば歴史教科書なら8社あるんですか。8社全部、文部科学省の教科書検定に合格している。文部科学省は、学習指導要領を全国統一的に決めております。そして教科書の検定権と責任を持っています。ですから、裏を返せば、学習指導要領の目標に合致していないものは1冊もないということ。ですから、これはもう国の本当に根源的な権限と責任だろうと思っています。地方の責任を回避するつもりはありませんけれども、法制度上そうなっているということです。

では、すべて目標に合致はしているけれども、そこに最もかなっているもの、少しかなっているものと、そういう優先順位があるのかどうかということなんです。それは私にもわかりません。文部科学省がそういうふうになっているから、だからそうなりますと、最もかなうといたしますと、1から8まで順位づけをしなければならないということになります。1番、2番、3番と。請願者の意図は、1番になったものを採択する。その余の評価基準は、余り参考にすべきでないとおっしゃっている。

それはそうすると、その優先順位というのは文部科学省自身がつけるべきだと思う。それのみの基準を絶対的な優位性を持っているとするならば、その辺の判断も一切必要なくなるし、教科書は多様な教科書をつくるということの必然性もメリットもなくなってしまうのではないかなと、そういう気がいたします。ただ、本当に真意はわかりませんから、私の言っていることが絶対的に請願者に対する正しい見解ということにはならないかもしれません。そういうことを申し上げておきたいなというふうに思います。

今後、学習指導要領が今まで最高の基準であって、それを超えてはならんというのは、文部科学省の基本的な考えでした。これからは、いわゆるナショナルミニマム、これだけは最低限教えなさい、それを上乗せするのは構いませんよという方向に変わってくるだろうと思います。発展的学習、例えば数学や理科の例をとりますとそれは一層わかるところで、小学校6年生ではここまで、4年生では3桁同士の掛け算は教えなくていいよとか、台形の面積の公式はカットしたとかいういろんな教科書の問題はありましたけれども、今度発展的学習の中でどんどん復活して、もっと難しいものも入ってきている。

その後、各社ばらばらとは言いませんけれども、指導要領の範囲内、最低基準の中ですとほとんどの本は全部統一されていますけれども、それを超える部分になると、またいろいろな教科書によって、いろいろな多様性が出てくる。どの教科書を選ぶかというのは、我が国の子供たちのレベルだったらこのレベルまでも持っていても大丈夫だよとか、あるいは、これはここまでは無理だろうとか、あるいはもっと高い目標を立てようとか、中位目標だけ

れども100パーセント達成しようとか、いろいろな判断基準、評価基準が出てくるだろうというふうに思います。そういうところで、今後は指導要領の目標と教科書の関係も議論されるようになってくるのかなというふうに思います。

それから絞り込みということに関して、誤解を招くといけませんので、指導課長は先ほど来、ずっとそういうことはないし、わからないと言っています。それはわからないんです、出ていませんから。つくってもいない。私どもは実際、採択協議会の席上へ行きます。絞り込みは一切、東葛の場合行われておりません。

なぜ絞り込みということが、教科書採択に関する指摘や批判のターゲットになったのかということですが、私なりに考えさせてもらいましたけれども、これは平成十二、三年ごろ、歴史教科書問題でいろいろと、採択協議会の問題も含めて批判があり評価され議論されたんですけれども、新聞紙上ずいぶん当時にぎわせました。1社絞り込み、あるいは現場の教員による投票で決めるというような、そういう記事も載っておりました。確かにこういう採択の方法をとっているところは、関西地方なんかは多かったようであります。『よう、』というしかないんですけれど。さらに東京都も、やはりそういう採択方針の慣行があったようでありまして、それが大きく報道されているがゆえに、千葉県あるいは東葛地区においても同様のことが行われているではなかろうかというふうに誤解されただろうと思います。

東京の例をとらせていただきますけれども、平成13年2月8日に東京都の教育長が、全傘下の区市部の教育長あてに、教科書採択の改善・是正の通知文を出しているんです。ですからこれは間違いのないと思いますが、かなり詳細膨大にわたるものだったんですけれども、その中の1、2を紹介いたしますと、東京都の各区部に限らず傘下の市も各教育委員会は、採択要綱、要領等の中に、事実上教職員の投票によって採択教科書が決定されるなど、採択権者の責任が不明確になる恐れがある規定があるときは、速やかにその規定を改正し採択手続の適正化を図ること、というのが書いてある。これは裏を返すとそういう規定があるから、こういう通達文を出したと解釈できるわけです。

次に各教育委員会は採択要綱、要領等の中に、採択権者である教育委員会の決定に先立ち、教育委員会の下部機関が採択すべき教科書の候補を1種または数種に限定する、いわゆる絞り込みの規定があるときは、速やかにその規定を改正し、採択手続の適正化を図ること、という通知を出したわけです。ですから、ここで請願者がおっしゃられている1社の絞り込み等のことが現行行われていたとすればやはり問題だと思えますが、それはやっぱり法律違反だろうと思えますから、東葛地区の採択協議会ではそういうことは行われておりません。松

戸市もそういう方式は採っていませんので誤解がありますといけませんので、申し上げさせていたきたいと思います。

委員長 いろいろご意見いただきまして、最終的には我々委員、一人一人良心に従って、その選択をしていくという方向でいきたいと思います。

長時間にわたって6項目について、いろいろ議論をいただきました。何かございませんか。今、追加があれば、いかがですか。

討論終結といたしてよろしゅうございますか。

關委員 今教育長が説明されたことで、多少不明だったことがよくわかりました。

委員長 一応、これは確認事項として、了解をいただきたいと思います。

それでは今までの総括的な結論になります。

議案第9号から14号について、この請願について不採択といたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 よろしいですか。はい。

ご異議ないものと認め、議案第9号から14号は不採択と決定をいたしました。

本日の議案は、以上の報告です。

その他

委員長 その他に移ります。

どうぞ。

指導課長 前回の教育委員会会議につきまして、報告をさせていただきます。

児童生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連絡制度の協定並びに松戸市実施要領の件について報告いたしましたが、まず最初に2月15日付をもちまして協定を結んだということを最初に報告いたします。

次に、実施要領につきましては、大きく2つご指摘がございましたので、それについて検討してみました。まず初めに、実施要領6の捜査情報というところで、私どもは刑事訴訟法97条と書いておったんですが、これは97号の2項であるというご指摘を受けましたので、調べました結果、2項だということでありましたので、これを第2項というのをつけ加えさせていただきました。

次にご指摘がございましたのは、本人からの開示請求を含む、自己の情報を管理コントロールする権利について検討してほしいというご指摘がございました。また、あわせまして、きちんとしたものができたらもう1回見せてくださいというお話がございましたので、きょう改めてご報告しておきます。

まず、検討するようご指摘があった件でございますが、この場合、自己の情報管理、開示請求ということですが、これは検討した内容は、本人及び保護者へ説明するというふうな趣旨の条文を入れるかどうかということを討議いたしました。しかしこの場合、この協定書における実施要領の方の条件の情報というのは、普通のつまり俗に言う情報とはちょっと違ひまして、児童生徒の、未成年である本人の健全育成、本人をよりよき方向に導いていきたいという、または犯罪被害から防止したい、守っていきたいという教育的配慮によって対処するものであると思っております。

したがって、これを実際の学校等の場面に当てはめて検討していった場合、例えば問題行動があった場合にしろ、問題行動を未然に防ぐ場合にしろ、すべての情報を本人または保護者に伝えない方が、より児童生徒のためになる、教育的により成果が上がるという場合がございます。例えば、軽微なことで補導を受けたことまで、一々また学校で再度あげつらって、ああしたこうしたとあまり細かくやるよりも、場合によっては気をつけるよとか次からやるなよという簡単な指導をして、本人の気づきや立ち直りを見守るという方がより効果的であるという場合がございます。そういうことも考えまして、今回はその条文を入れずに、先日ご報告申し上げた内容のまま実施要領として制定させていただきました。

なお、ただしこういう制度があるということにつきましては、後日保護者等に啓発用のパンフレットをつくってお配りしたいと考えております。なお、当然のことですが今後いろんな問題がおきました場合、必要に応じて個人情報の保護という観点から、また見直し、改定をしてみたいと思います。また、今回扱う情報につきましては、あくまでも最小限度、そういうこととか、情報の保管や管理並びに廃棄については、各学校長に十分な指導をしてみたいと考えております。

以上でございます。

委員長 その他の事項は。

では室長、次回の。

企画管理室長 次回の、4月になります定例会でございますけれども、第2木曜日の4月14日、午後2時からこちら5階の会議室でいかがなものでしょうか。

委員長 各委員さん、いかがですか。第2木曜日、4月14日木曜日、午後2時からということ
でございます。

では、そのようによろしく願いをいたします。

長時間にわたり、会議をご苦勞様でございました。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成17年3月定例教育委員会会議を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

閉会 午後 6時00分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員